

# 目 次

第1号(2月17日)

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
会議録署名議員の指名について .....	5
会期の決定について .....	5
諸報告 .....	5
議案第1号 .....	6
同意第1号 .....	20
承認第1号 .....	22
承認第2号 .....	24
議案第2号 .....	29
閉 会 .....	32
署 名 .....	33

大刀洗町告示第3号

令和8年第13回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

令和8年2月2日

大刀洗町長 中山 哲志

- 1 期 日 令和8年2月17日
  - 2 場 所 大刀洗町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

松本 照行

古賀 世章

中村 竜博

平田 康雄

實藤 量徳

安丸眞一郎

平山 賢治

河野 政之

大石 純

白根 美穂

野瀬 繁隆

高橋 直也

○応招しなかった議員

---

---

令和8年 第13回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和8年2月17日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和8年2月17日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第1号 令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について (教育委員会委員の任命について)

日程第5 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第6 承認第1号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第5号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第6号) について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第1号 令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（教育委員会委員の任命について）

日程第5 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第6 承認第1号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について

---

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10 番	白根 美穂
11 番	野瀬 繁隆	12 番	高橋 直也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	中山 哲志	副町長	.....	重松 俊一
教育長	.....	柴田 晃次	総務課長	.....	平田 栄一
地域振興課長	.....	村田 まみ	住民課長	.....	入江由香理
福祉課長	.....	渡邊 章子	農政課長	.....	矢永 孝治
こども課長	.....	早川 正一			

---

開会 開議午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第13回大刀洗町議会臨時議会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、實藤量徳議員、6番、安丸眞一郎議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第13回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各員には公私ともに御多用中にも関わりませず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、大刀洗町議会では、今年度も全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて第5位に入賞され、11年連続の入賞と伺ってございます。これまでの議会広報の取組に対し敬意を表します。

さて、福岡県では昨年の秋以降、少雨傾向が続いており、筑後川水系のダムの貯水率も低下の一途をたどってございます。このため、福岡県では2月10日に福岡県渇水対策本部を設置し、渇水対策を推進してございます。町民の皆様には、節水への御理解、御協力をお願いを申し上げます。

ます。

さて、今議会に提案いたしましております案件は、令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議が1件。大刀洗町教育委員会の任命についての人事案件が1件。一般会計補正予算の専決処分の承認が2件。一般会計補正予算が1件でございます。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議をいただきまして、最後は御承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

---

**日程第4. 議案第1号 令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（教育委員会委員の任命について）**

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第1号令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議についてを議題といたします。

〔安丸眞一郎議員退場〕

○議長（高橋 直也） 再議に入る前に、令和7年12月議会定例会において、私、議長より地方自治法117条の除斥の規定により安丸議員に退出をお願いし審議を進めました。その際、説明不足と議員の御発言がありましたので、住民の皆様にはここで詳しく御説明をさせていただきます。

地方自治法第117条には、議員は自己または兄弟姉妹の一身上に関する事件や、直接の利害関係がある事件について議事に参与できないと定められています。つまり、審議において、当該教育委員候補者の候補者と安丸議員は兄弟であるため、安丸議員はこの同意案件について自ら除斥をしないといけませんでした。一度目は、平成30年3月議会定例会において、除斥が行われないまま審議及び議決が行われ、可決されました。二度目は、令和4年3月議会定例会において、議会の議事運営を統括する立場である議長であったにもかかわらず除斥が行われないまま議決が行われ、可決されました。本来、除斥とは自らが行うことではありますが、三度目は、令和7年12月議会定例会において、私、議長より退席をお願いいたし、初めて除斥として審議を進めました。

それでは、今回の再議に入ります。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象であるため、安丸議員は退席していただいております。町長から令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された教育委員会委員の任命について、議決の手續が法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。町長から再議に付した理由の説明を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、再議に付した理由の説明を行います。

議案第1号令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について。教育委員会の任命について。地方自治法第176条の規定に基づき、令和4年3月17日に議決された教育委員会委員の任命について次のとおり再議に付する。

令和8年2月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由ですが、先ほど議長のほうからも御説明がありましたとおり、令和4年第16回大刀洗町議会定例会において議決されました、教育委員会委員の任命についての採決の際、地方自治法第117条の規定に基づき参与することができない者として除斥されるべき議員が議事に参与して議決が行われるため、再議に付するものでございます。

これが、この議案を提案する理由でございます。

次ページをお願いいたします。

再議に付している教育委員の履歴書を添付しておりますので、お目通しいただければと思います。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀でございます。

本件は、先ほど中山町長から御説明がございましたように、再議案件でございます。この再議案件というのは、内容の妥当性も含めて再判断する制度でございます。さらには、通常案件よりも審査が広く、そして深くなることは当然のことでございます。これを踏まえまして幾つか質問をしたいと思っております。

前回、12月の議会では兼業禁止に触れないかということで、この調査が不十分であったというようなことから、結果的に否決をされたということに至っております。今回の教育委員会の調査では、兼業禁止には該当しないというような御報告が先だって全員協議会の席上でありました。しかし、兼業禁止に触れなければ議会はどうするべきかという、そこがよく分からないのですけれども、そこをまずお答えを願いたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、教育委員の選任に当たっては教育委員会のほうで進めてきましたので、私のほうから説明させていただきます。

先ほど、古賀議員のほうから御質問がありました。今回、再議に付される議員候補者につきましては、12月議会で印刷会社の工場責任者であったことから、地方自治法第180条の5第6項、いわゆる兼職禁止規定に抵触するのではないかという御指摘をいただいております。この点につきまして、改めて、本人及び会社への聞き取り等を調査させていただきました。結果、

まず候補者は、一従業員であり請負をする個人事業主には該当しないということ。あの折、明確に答弁ができなかった部分については、この工場責任者というのが、いわゆる支配人に当たるかどうかということが私自身もきちっと把握できておりませんでしたので、その件について聞き取りをさせていただいて、工場責任者という肩書きは、あくまで名目的な部分ということで、工程管理や品質管理、営業等の業務に限られており、個人事業主に代わって事業に関する、いわゆる裁判上、裁判官の行為、ほかの試用人の、いわゆる選任・解任する代理権、そういったものはない、いわゆる人事権はないということで、支配人的立場には該当しないということを確認しまして、先ほど言いましたような兼職禁止規定には該当していないというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。先ほど私質問しましたが、該当しないことは任命が妥当であるということと同じかどうか、ここを確認させていただいたところですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） そのほかの、いわゆる地方協議行政法のほうに定められます欠格条項も含めて確認をさせていただいて、任命は妥当であるというふうに判断をしているところでございます。併せてこの兼職に伴っての、たしか請負等についての御質問もありました。その分についても触れさせていただくということによろしいですか。

この件につきましても、質問が出されておりましたので、過去の契約内容や金額等についても調査をさせていただいています。結果、本町とこの印刷会社との請負は、会社業務の主要な部分を占めるような、いわゆる主としての部分にはないと解され、教育委員会としても御本人の職務と、いわゆる教育委員会の職務と会社の関係において職務判断に影響を及ぼすような請負には該当しないと判断いたしましたので、そのほか、先ほど言いましたような法令に定められた欠格事項には該当しておらず、候補者の的確性には問題ないと判断して、再度提案をさせていただいているところです。よろしく御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 詳しく御説明ありがとうございました。ただいま教育長のほうから御答弁がありました。年間、この大刀洗町としては、この樋口印刷所ですか、ここと取引が約400万円から500万円弱ほどあるというふうなことでございます。これが主なという理由には当たらないとおっしゃいましたが、それは全体のトータルの発注量の5割以下であればそうかなという気はしますが、実際に各課で見た場合に、例えば教育委員会、あるいはこども課が飛び

抜けて発注件数であるとか、それから発注金額に対する割合、この辺が何ら御説明はなかったように感じております。その辺の説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたしたいと思います。先ほど、議員がおっしゃったように、町全体では400万円から500万円程度の請負額があるということで御紹介いただきました。教育委員会の中におきましては、令和3年から令和7年度のうちに、一番多いのが令和6年度で2百約70万円程度。それから、大体150万円、130万円、約70万円程度の金額となっております、金額としては以下の金額となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 金額については分かりましたが、件数についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

件数につきましては、令和3年度多い月で18件程度、大体18件、それから15件、13件、11件と。令和3年から令和4年度、その契約件数となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますのですが、今おっしゃった件数等は町の各課の数字と比較していかがですか。変わらないとか、特に多いとか、少ないとか、そういった形でお答えをお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

各課の割合はちょっと分かりませんが、教育委員会の件数の割合としては、大体30%程度となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） そうしますと、教育委員会が飛び抜けて多いのか、あるいは変わらないのか、少なかったのか、これについてはまだ今のところは分からないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど申したとおり、件数としては30%でございますので、飛び抜けて教育委員会が多いと

いうふうには思っておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 30%というのは、その前にもお答えいただいたのですけれども、ほかの課と比較していかがですかということを私はお尋ねしているところでございますが、もし分からないなら後でも結構ですけど、調査ください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、古賀議員の御質問にお答えいたします。

今、議員御質問のとおり、町の発注件数と教育委員会の発注件数、何%の割合かという御質問につきましては、教育委員会のほうは件数は把握していますけれども、町全体の発注件数は手元に今資料がございませんので、確認したあと報告をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） よろしく願いをいたします。何で私がこういう質問をするかと申しますと、やっぱりこの契約を継続する事業者との関係を利益の相反リスクとしてみた場合に、これをやはりきちんと評価しないと駄目ではないかというふうに考えたからでございます。この辺のところも、良ければお答えをいただきたいのですが、これ、まず評価されているかどうか。もし評価されているのなら、このリスク評価は文書で残っているかどうか。この辺をちょっとお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） リスク評価という評価なんですけれども、その部分の評価は基本的にはしていないところなんですけれども、前回の12月議会のときの御質問で、確か私の記憶では、白根議員の御質問の中で確かに減っているというような御質問をさせていただいた記憶があったというふうに思います。あれについては、学校における、いわゆる印刷製本等の回数、件数等については、私の記憶の中で減っているというふうに思っていましたので、そういった旨を発言させていただいたというふうに思っています。今、古賀議員がおっしゃっているようなリスク評価を教育委員会のほうで判断して評価したのかということにつきましては評価はしていませんけれども、全体的な部分として、やはり先ほど言いましたように職務判断に基づく部分での影響は教育委員会のほうではありませんので、そういうところで話をさせていただいているところです。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。この方をまた教育委員ですか、そして教育長代行でもあられると思うんですけど、このように任命されようということで、今議題にな

っていると思うんですけども、この方が樋口印刷所にお勤めだということもはっきりしているわけですね。そしたら、やっぱりきちんとしたリスク評価というのはやるべきではないかと思いまして質問をしているところですけども、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今の御質問ですけども、もう一度前段に戻りますけれども、この方は個人事業主ではございません。そして、私たちが支配人等の立場ではないというふうに判断いたしました。いわゆる、工場全体の請負に関わる樋口印刷が、いわゆる本町から請負をしている分については、先ほど言いましたように主としての部分には当たらない、全体のということも含めて判断させていただいておりますので、今おっしゃっているリスク評価を改めてするのかということについては、その必要性は今のところ私たちのほうでは考えていないところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何か、えらい苦しい御答弁みたいでしたけれども、今のお話は地方自治法の第180の5の6項のお話だよと思うのですが、そうではなくて、この方がお勤めになられている会社と町との関係がありますよね。そういうときにはやっぱりきちんとしたリスク評価というのは必要ではないかなと思いますが、いかがですか。改めて確認をいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 改めて答弁させていただきたいと思います。

リスク評価については、詳しい内容について議員がおっしゃってある内容についても私たちもよく存じ上げておりませんが、先ほどから言っていますように、一応、いわゆる職務判断、教育委員としての職務判断に、このいわゆる候補者の安丸さんが、いわゆる工場に勤めていることによって影響を与えておりませんので、その旨リスクはなかったというふうに私たちも考えておりますので、先ほどから申していますように候補者としての的確性等には問題ないと判断して提案させていただいているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますでしたが、時間もかなり押しておりますけれども、やっぱりこの方が雇われ、何ですか工場長というんですか、そんなふうにお書きになっておられますけれども、やはり、普通の人雇われ工場長であろうとどうであろうと、工場長は工場長ですからね。その方が教育委員会の委員であるとするならば、やっぱりそこで何らかの利益相反と言いますか、これが発生するのは一般的ではないかなというふうに考えますけれども、この辺につきましてもう時間が時間ですから、後でもう少し詳しく調査をされて教えてください。取り

あえず私からは以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回の質問にも少し関連しますが、先ほど古賀議員が質問なさいました、いわゆる請負の金額と占める割合というのは後ほど調査したいという発言がありましたが、これは非常に重要な数値であろうと思いますので、これは今回の2件の議案に大きく判断に際して大きく関連してくる数値であり、私もこの数値については、この2件の議案を判断する重要な資料にしたいと思います。それについて、議長のほうから今臨時会の議決に至るまでにこの資料を提出していただきたい、促していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 執行部、いかがでしょうか。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

なるべく早く調査して本議会の中で報告したいと考えております。

○議長（高橋 直也） 副町長、この臨時会の間に調べて報告してくれるということですよ。副町長。

○副町長（重松 俊一） 一旦休憩をいただいて、その中で目途が経った時点でまた報告させていただきますと思います。

○議長（高橋 直也） 本臨時会中にきちんと報告してくれるということですので、よろしいでしょうか、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今後は、このあと自由討議等がありますので、その重要な資料になろうと思いますので、できれば自由討議前に休憩を取っていただいて、資料を出していただければ我々も適確な判断ができるのではないかと思います。

次ですけど、先日12月定例会以来、ずっと教育委員会がこの議案に関して答弁なさっているんですけど、この教育委員の任命案の提案者は町長だと思うんですけど、それは間違いございませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

教育委員会委員の任命について議案を提案しているのは町長でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、教育委員会が答弁なさるということは、何か事務局的な立場で答弁なさっているのか。例えば12月定例会においても教育長がお答えになって、「やり直したい」というような御発言をしたんだけど、提案者ではないので教育長の発言は何の意味もないんですよ。そういうことは申し上げたと思うんですけど、今日においてもなお教育委員会のほうが御答弁なさるというのは、ちょっと私は立て付けとして意味が分からないんですけど、

町長部局はどうお考えなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

教育委員会の委員の任命については、先ほど答弁いたしましたとおり、町長が提案するものでございます。しかしながら、教育委員会の委員の選任について、実際の事務手続等を行っておりますのは教育委員会のほうでございまして、これは、これまでも実際の議会における質疑等については、その所管課である教育委員会のほうからお答えをさせていただいてきたものだというふうに認識をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、今回の提案をするに当たって町長はこの根拠資料を直接確認したり、これ2期目の再議になりますので、1期目等の活動評価の報告書などを町長が確認した上で適任と認めての提案なのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

教育委員会のほうから適任だというふうな報告を受けて、それに基づいて提案しているものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 独自の調査なりは行っていないということですかね、この当該人物の適任性については、町長部局のほうは。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これは教育委員会内部の選任だけではなくて、町長部局として、例えばいろんな選任議案をお願いするときもそうなんですけれども、あるいはいろんな各種議案、予算等についてもそうですけれども、それについてはそれぞれの所掌する担当課のほうにおいて十分に検討をいただいて、それに基づいて報告を受けて町長として提案をしているものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これは再議ですから、4年前と同じ提案をしないといけないのはよく分かっているんですけど、2カ月前の12月定例会において同一の方が賛成票数で不同意となりました。これが4年前の議決と大きく異なる事情であります。先ほどの説明では、地方自治法180条には抵触しないということですが、現状として町や教育委員会との請負契約を有する事業者の社員であることに争いはないわけですよ。そこは間違いない、事実としては。そうすると、教育委員さんの資格というのは多分、被選挙権を有する方だと思うんですけど、これだけ

町内に余った該当者の方がいらっしゃる中で、あえてギリギリ該当しないと、180条に抵触しないという。しかしながら、実際には教育委員会なりとの契約を有する企業の勤務員の方をあえて提案する特段の理由というのは何なんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問にお答えいたします。

いわゆる3期目になるのに、なぜこの候補者なのかという御質問の意図だというふうに思って答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今回の教育委員の候補者につきましては、これまでも2期にわたり地域の教育行政の推進に真摯に取り組んでこられました。特に教育委員の選任に当たっては各校区から選任を今、これまでの慣例からさせていただいているところがございます。当該候補者が関わられている学校においては、毎年の米づくり体験活動をはじめ、子供たちの教育活動に継続的に関わっていただいて、今回、いわゆる卒業を目の前にしたところでのこの付議に関するということでございます。こういった、卒業生を迎える児童生徒の成長も温かく見守って支えてこられた方でございます。これまでも教育委員会のほうでは、この選任に当たっては法令に定められた欠格事項に該当しないことを確認した上で、私が一番大事にしたいと思っているのは、やはり教育に対する理解とそして熱意、そして地域のつながり等を大切にされてこられた方を選任したいというふうに思っているところです。今回の候補者もそういった思いを体現されてこられた方であり、地域と共にある教育の実践者であるというふうなことは確信をしているところです。ただ、多分意図としては、もっと多様な方がおられたのではないかとこのところだと思います。そういう意味では、多様な視点や新たな意見を取り入れる意味から、レイマンコントロールが必要であることは十分認識しております。その点は、これまでも教育委員会の構成を考慮しながら選考を進めてきました。結果として、4人おられる教育委員のうち、3名が1期目となりました。ただ、この教育というのはやはり継続性の重要が非常に極めて高い分野だというふうに思います。そのため、いわゆる、これまで教育施策等々も含めて精通した候補者に引き続き、委員として御活躍していただきたい。そして、今後の取組の円滑な進行と安定した教育行政を進めたいというふうな思いから選任をさせていただいているところです。付け加えて言いますなら、この教育委員候補者につきましては、いわゆるこの付議に付すというところについて、過去の議会の議決において瑕疵があったということはもちろん認識されておりませんし、教育委員任期中も諸会議には必ず参加しながら、責任を持って職務を当たってこられた方であります。教育委員の皆さんには、小学校を入学し、それから卒業式において教育委員会祝辞を述べていただいています。目前にこの部分を迫っておりますので、教育委員の空席が生じることは非常に現場にとっても大きな混乱等招くおそれがありますので、どうぞ議員各員の御同意をいただきたいと強く願っているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 教育委員には高い独立性が必要だろうと思います。だからこそ、適任と思われる方に対して、こういう、いわゆる町との請負契約関係が発生する企業の社員であられるということであれば、なおさらリスク評価の厳密な実施というものが必要ではないでしょうか。にも関わらず、先ほどの他の議員への答弁では、そういう利益相反リスクに対する評価も行ってないと。でも、適任だから認めてくれとおっしゃる。やはり、そこはちょっと提案者側に問題があるのではないのでしょうか。

それから、もう1つ、3期目ということは、今はちょっと2期目の話なんですけど、これまでの教育委員としての評価というものが、客観的評価というものは大事だと思うんですよ。再任、2期目、3期目とされるに当たっては。そういう場合の、例えば2期目の任命時の評価資料とか、1期目活動評価の記録というものは存在するのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、御質問いただいた部分については、基本的には私たちのほうでは評価それぞれの委員の評価をいたしますということについては、町民あるいは学校関係で取り組んでいただいている姿勢をもって評価しているところがございますので、具体的にこれを示す評価表といったものは、現在は教育委員会のほうでは所属、何て言いますか、実際にしていないところではございますので、その旨は報告をさせていただいておきたいというのが、以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 適任とおっしゃるけれども、その理由がなかったり示せなかったり、リスクはないと言いながらリスク判断していなかったり、非常に残念な御答弁だろうと思っています。これから、その人事案件、同意案件、たくさんありますけれども、少なくとも180条に該当しないって当たり前の話であって、それに対して少しでも疑いを持たれる、あるいは適任性を疑いを持たれるというのであれば、徹底したリスク評価等を行ってから提案するべきではないでしょうか。情熱とか熱意というのはその後の話ですよ。まずは法律をしっかり守る話が、行政全般、大刀洗町行政全般、そういうものがすごく欠落しているのではないのでしょうか。終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩をはさみたいと思います。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時40分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） ないようでしたら、取りあえず執行部のほうの説明をしていただきたいと思います  
思いますけども、平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、樋口印刷さんに対する教育委員会、こども課の発注件数に  
ついて説明させていただきます。

先ほど執行部側から議員さん各位に資料を渡したものを簡単ですが読み上げさせていただきます。

下段のほうになりますけども、令和3年度におきましては樋口印刷さんに対して53件、  
456万円でございますけれども、こども課につきましては14件、54万円となっております。

令和4年度45件、460万円に対しまして14件、89万7,000円となっております。

令和5年度48件、412万円、こども課に対して12件、37万3,000円。

令和6年度35件、395万円に対しまして9件、21万4,000円。

令和7年度です。年度途中でございますけども、17件、うち1件1万4,300円となって  
いるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 先ほどから執行部のほうから説明がございましたけれども、それも踏まえ  
まして、何か質疑ございませんか。

それでは、もう一度暫時休憩を挟みたいと思います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時56分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

質疑を行いますけれども、質疑ある議員の方おられませんか。よろしいですか。2番、古賀世  
章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今、この執行部のほうから樋口印刷へ発注した件数の教育委員会の  
割合とかいう資料が回ってきたんですけど、ちょっと私が質問した内容とちょっと違うようにも  
感じられますので確認をしたいと思います。

ここには令和3年から7年度までの樋口印刷に教育委員会が発注した件数と額の割合が書いて  
おられますけれども、これとほかの課が樋口印刷に発注された件数、金額、これが知りたかった

んですよ。と申しますのが、件数、金額がほかの課の件数とどういうレベルにあるのかということを確認したかったものですから、そこが私が質問した真意だったと思うんですけど、よければお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、古賀議員の御質問にお答えいたします。

配付しました資料の上段の資料を御確認いただきたいと思っております。令和3年度におきまして、町全体での印刷発注件数につきましては、全体で150件となっております。金額は1,580万円ほどとなっております、うち該当する印刷会社に対しましては、53件、456万円という形になっておりますので、これを差し引いた件数がほかの課のほうでの発注件数という。

失礼しました。令和3年度ですけれども、令和3年度におきましては53件のうち、こども課におきましては14件でございますので、差し引き39件が別の部署での発注の件数でございます。ですので、金額にしましても約400万円程度がほかの部署での発注金額というふうになるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 全体的にはそうでしょうけど、私は各課がどの程度、樋口印刷にさされているかということをお尋ねしたと思うんですよ、当初。そういう御理解でよろしいと思う、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 反問権ではございませんけども、各課で件数を調べたものがどうなるのか、その趣旨がちょっと分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議員（2番 古賀 世章） 趣旨は私、今回の質問で申し上げたと思うんですけども、そこを確認したかったから、その数値がどうなっているのですかということをお尋ねしたと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 結局、教育委員が所属するこども課と、ほかの課の印刷会社に対する発注件数の割合の比較がしたいということですよ。

○議員（2番 古賀 世章） そういうことです。

○議長（高橋 直也） だから、こども課が何件、ほかの課だったら何件、というような割合の比較をしたいというような旨に私は聞こえておりますけれども。古賀議員どうでしょう。

○議員（2番 古賀 世章） そのとおりです。

○議長（高橋 直也） では、そういった答弁を執行部のほうできちんとしていただけないでしょ

うか。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 各課の部分につきましては、現在、会計課のほうで集計することになってきますので、ちょっとお時間が必要かとなってきますけれども、こども課におきましては記載のとおりというふうになっておりますので、残りが各課という形になってきますので、残り12課、12課局の分となっているものでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） そうすると、残りの数字を12の課で割ったやつは平均値となるでしょうけれども、その状況がどうかということを確認したかったから私は質問したと理解しているんですけど、そのデータを提出されないというのは、何かほかに意図があるんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、古賀議員の御質問にお答えします。

こちらとしましては、御質問に対して、こちらの資料作成の考えとしては、印刷会社の町全体の印刷会社に対する発注件数及び金額と、その中で教育委員会、もしくは教育委員会の中のこども課の発注が、どのぐらいの割合で件数もしくは金額がどのぐらいの割合でされていたのかということ、そういうことを調査すべきという認識でしたので、こういう結果になっております。古賀議員の御質問の、役場全体の課、12、3課のそれぞれの発注件数及び金額を集計すると、しばらくちょっと時間を要すると思いますので、この表でもし納得いただけるのだったらこの表を見て判断していただきたいし、必要ということであれば、ちょっとお時間をいただく形になると思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 事情は分かりましたけど、やっぱりそれが分からないとこの判断がつかないのですよね。ですから、私は繰り返しお尋ねしているところです。もし、時間をいただかないと駄目というのは、どれぐらい時間を要するのか、そこをお伺いします。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、支払い関係は会計課のほうが行っておりますので、会計課のほうに確認して、どのくらい集計に時間がかかるのかを確認した後じゃないとちょっとどのぐらいの時間がかかるかというのはお答えはできかねます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あまり無理を申し上げるのもいかなものかと思いますが、

できれば今週いっぱいぐらいには出るのではないですか、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

本日が臨時議会の期日でありまして、今週いっぱい時間をいただけるのであれば、今週いっぱいには各課の発注状況の件数及び金額の割合は報告できると思います。

○議員（2番 古賀 世章） お願いします。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにどなたか質疑のある方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、この同意案につきましては反対の立場で討論いたします。

この同意案につきましては、私は過去2回賛成した経緯がございますが、今回は前2回とは異なる事実が明らかになっています。1つは、候補者の身内にあたる議員が過去2回とも議決に参与していたことです。この点、まず誤解しないでいただきたいのは、過去2回の違法議決の責任は議会という組織の責任ではなく、全ては除斥すべき議員の責任であるということです。地方自治法117条を読んでいただければ分かりますが、この主語は議会ではなく議員となっています。議長及び議員は自己もしくは父母……兄弟姉妹の一身上に関する事件、または……業務に直接の利害関係のある事件については議事に参与することができない。したがって、過去2回の違法議決に全責任を負うべきは、安丸議員本人ということになります。しかるに、安丸議員は、12月17日の定例会終了後の議会運営委員会において除斥対象となることは知っていた。しかし、他から指摘もなかったのが退場しなかった旨の発言を行い、さらには平山議員のようなベテラン議員からも、あるいは事務局からも何も言われなかったのが退席しなかったなどと、自らの責任を全て他人に押しつける言動に終始し、しかもその発言は訂正もお詫びもされていません。極めて無責任、他責の態度ではないでしょうか。さらに言えば、事務提要によれば、議長に関しては、議長は除斥対象の議員がいると知っているのに除斥しなかったら議長に責任がないとは言えないと記述されています。その点では、4年前の議決は安丸議員は議長でありましたから、除斥対象である自分自身を除斥もせず議事を進行したことは、二重の意味で重い責任が生ずるものであります。身内の議決に二度も参加し、かつ反省もなく、私や事務局を名指しして人のせいにする、

重ねて残念な態度だと言わざるを得ません。候補者の身内によるこのような不誠実な態度が継続し、訂正もお詫びもない以上、今回の議決もまた賛成することは関係者の悪しき例や悪しき態度を追認することになりますので、同意することには賛成ができません。

もう1つは、候補者の勤務企業と町教育委員会との関係です。全協の説明では、ギリギリ180条には該当しないとの説明の御趣旨だったと思います。しかし、とは言っても現状として、なぜそのような利害関係者としてかなり企業と近いギリギリの人物とあえて任命しようとするのか疑問が払拭できません。町との関係が疑われかねない候補者ではなく、行政と利害関係のない候補者を選定すべきではないでしょうか。我々議会も人事案件については判断の難しい部分がありますが、忖度なく住民の立場で判断すべきだと思います。

以上2点から、今回の案には同意しかねますので、議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第1号令和4年第16回大刀洗町議会定例会において、議決された議案に係る再議についてを採決いたします。

本教育委員会の任命について、これを同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立5名〕

○議長（高橋 直也） お座りください。起立者は5人です。議長を除いた、ただいまの出席議員は10人でありますので、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決いたします。

本件について議長は否決と採決いたします。

---

#### 日程第5. 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第5、同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、引き続き安丸議員を除斥いたします。

それでは、提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、タブレットの5ページを開きください。

同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

お名前は安丸元茂様でございます。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和8年2月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

現教育委員が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、教育委員会委員を新たに任命する必要があるため、今回同意案を提出する理由でございます。

続きページをお開きください。

履歴書を添付しております。生年月日、住所、最終学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございます。その他の部分でございます。平成30年4月に教育委員会委員に就任されまして1期目でございます。令和3年4月に教育長職務代理者に就かれまして、引き続き教育長職務代理者となっております。令和4年4月に教育委員会委員の2期目となっているものでございます。賞罰等につきましてはございません。

任期につきましては、令和8年4月から令和12年の3月までの任期4年となっているものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） それでは、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

先ほどの質疑に続きまして、何か各議員から質疑ございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

先ほどの再議の質疑と合わせまして、この候補者の立場について、今回の質疑や議員間討議で明らかになったことももとに検証してみました。仮に、地方自治法180条に該当する請負には当たらないとしても、実際には町、とりわけ教育委員会とも取引関係のある事業者に勤務しているという事実、それから利益相反のリスクに対する執行部側の調査が行われていないということ、さらには3期目とするに十分な説明をいただけないこと、提案者である町長からは適任である旨の具体的な説明がないこと、全体として人事案の提案に当たっては、当然ながら地方自治法180条との関係で調査を行い答弁に備えることが地方公共団体に最も基本的に必要なこ

とではないでしょうか。候補者本人にとっても疑惑を持たれかねないような選任ではなく、行政と利害関係のない候補者を選定すべきだと思います。先ほども述べましたように、我々議員も人事案件については判断の難しい部分がありますが、忖度なく住民の立場で判断すべきだと思います。

直近の12月議会で同一の人物が賛成少数で否決されたこと、その後に補足の説明はございましたが、今回の同意案には同意に至るまでの責任が持てないので反対といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで、討論を終わります。

これから、同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立5名〕

○議長（高橋 直也） お座りください。起立者は5人です。議長を除いた、ただいまの出席議員は10人でありますので、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決します。本件については、議長は否決と採決いたします。

安丸眞一郎議員の入場を許可いたします。

〔安丸眞一郎議員入場〕

---

**日程第6. 承認第1号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（高橋 直也） 日程第6、承認第1号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、タブレットで7ページをお開きください。

承認第1号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年2月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

国の補正予算成立を受け、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対して物価高対応子育て

応援手当を支給するに当たって、事業実施を要する経費を支出するための予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

これが承認案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。

専決第1号専決処分書です。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）。

令和8年1月8日、大刀洗町長、中山哲志。

では、次のページを開きください。

専決第1号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,369万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,581万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正第2条繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年1月8日専決。大刀洗町長、中山哲志。

では、歳出のほうを説明させていただきます。

タブレットで18ページ、予算書でいきますと、紙で最後のページ4ページをお開きください。

3款2項7目物価高対応子育て応援手当支給事業でございます。補正額6,369万5,000円でございます。1節報酬でございます。主なものとしまして、補助的会計年度任用職員の報酬でございます。3節職員手当時間外勤務手当で34万4,000円、10節需用費62万4,000円で、主なものとしましては、消耗品費55万円となっております。11節役務費102万9,000円です。振込手数料36万9,000円、対象者通知郵送料66万円、12節委託料123万2,000円、システム改修委託料でございます。18節負担金補助及び交付金5,996万円で、子育て応援手当でございます。

これにつきましては、該当する支給対象児童数でございますけれども、2,998名を見込んでいますのでございます。

そして、昨日2月16日でございますけれども、初回の通知発送を行っているものでございます。そして、初回の振込日としましては3月10日火曜日を予定しておりまして、2回目につきましては3月19日、以降は毎週木曜日に各世帯のほうに振込を行っていくような形を考えてお

ります。それで、自体の届出締切につきましては2月27日金曜日を予定しているものでございます。

では、前のページにお戻りいただきまして歳入でございます。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金でございます。6,369万5,000円でございます。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の事業費分5,996万円、同じく事務費が373万5,000円でございます。

タブレットの13ページにお戻りください。予算書でいきますと予算書の3ページにお戻りください。「第2表 繰越明許費補正」でございます。追加としまして、3款2項の児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業の630万円、事業費の約1割程度を今回の繰越明許費補正の追加とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩を取ります。

休憩 午前11時33分

-----  
再開 午前11時39分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員は起立を願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 大丈夫です。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

-----  
**日程第7. 承認第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（高橋 直也） 日程第7、承認第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、タブレットでいきますと19ページをお開きください。

承認第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年2月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

衆議院議員が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることになったため、実施に要する経費を支出するための予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

これが、承認案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。

専決第2号専決処分書です。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）

令和8年1月20日、大刀洗町長、中山哲志。

次ページをお開きください。

専決第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,689万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日専決。大刀洗町長、中山哲志。

歳出のほうを説明させていただきます。タブレットで29ページ、説明書におきましては4ページをお開きください。

2款4項4目衆議院議員選挙及び国民審査費でございます。補正額1,107万8,000円でございます。1節報酬85万1,000円です。主なものとしまして、補助的会計年度任用職員の報酬83万4,000円、3節職員手当等360万8,000円、主なものとしまして、事務局

の職員の時間外勤務手当130万6,000円、投開票事務従事者時間外勤務手当227万5,000円。8節旅費85万7,000円で、主なものとしまして、投票管理者等の費用弁償で76万9,000円、10節需用費58万8,000円で、主なものとしまして、消耗品費30万円、印刷費26万5,000円です。11節役務です。206万1,000円で、主なものとしましては、入場券の郵便料110万5,000円、選挙広報郵便料59万4,000円です。12節委託料76万2,000円で、主なものとしまして、公営掲示板設置撤去委託料で59万7,000円、13節使用料及び賃借料235万1,000円で、主なものとしましては、投票用紙交付機リース用で227万7,000円でございます。

前のページに戻っていただきまして、タブレット28ページ、予算書でいきますと、3ページでございます。歳入でございます。15款3項1目総務費委託料の5節選挙費委託料1,007万8,000円です。衆議院議員選挙費及び国民審査事務委託金でございます。

簡単でございますけど説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀でございます。衆議院選挙の対応、大変御苦労様でございました。今回の衆議院選とは直接関係ないんですが、どうも最近ですか、町職員の方が選挙管理運営委員会の委員をされているケースが見受けられます。そこでお尋ねでございますが、町職員が選挙管理運営委員会の委員を兼任できるのかどうか、ここ、私もいろいろ条例とか調べてみたんですけど、ちょっと見出すことができなかったものですから、たまたまいい機会と言うと失礼ですけど、ここで御質問させていただこうと思って確認をしているところですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 暫時休憩いただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 暫時休憩ですか。それでは、暫時休憩を取りたいと思います。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時50分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、古賀議員の御質問に対してお答えいたします。

地方自治法の第4款選挙管理委員会の第182条の7項でよろしいかと思っておりますけど、委員は地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることはできないということになっておりますので、古

賀議員が御質問されている委員の方につきましては、これには抵触しないので問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。国内の自治体ごとの状況を調べておりますと、各自治体ごとでこういったことは条例とか運用で制限されることがありますということが載っております。選挙管理委員会は市長から独立した執行機関でございます。公平性、中立性が強く求められると、このため多くの自治体では、先ほど申しました町職員や市職員の委員会への委員になることを制限しておるといふようなことが書いております。先ほどの話ではそうでした182条でしたっけね。町ではどのような規定をされているのか、そこをお伺いしたいんですけど。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 地方自治法第4款の選挙管理委員会の第182条の7項でよろしいかと思えますけれども、委員は地方公共団体の議会の議員及び長を兼ねることができないとなっておりますので、古賀議員がおっしゃっている非常勤の職員についてがこの選挙管理委員の委員となることについては問題ないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 先ほど非常勤職員というふうにおっしゃいましたけど、非常勤職員というのはどういう方をおっしゃるんですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 基本的に、私たち正規職員は常勤職員という形になってきますけれども、その他の分でおそらく大刀洗校区の選挙管理委員の方は校区センターの方になるので、おそらく週2、3程度の勤務型となっております。そういう形の常勤ではないという形が非常勤という形になります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 確かに常勤であるかどうかというのは分かりませんが、町職員であることは間違いのないと思うんですがいかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 町雇用の職員ではありますけれども、先ほどもおっしゃったように非常勤であるので問題ないというふうにしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 問題ないということは、先ほどからの委員の人選にもありましたけど、よろしいんですかこんなことが続いて。法律的には確かにそうかもしれませんが、うちのルールはないんでしょう。条例とかそういう選挙管理運営委員会の規約か何か知りませんが、あるんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほどから申しましたとおり、あくまで選挙管理委員会の委員は地方自治法の中に挙がっています委員の第182条の部分からなっているものでございますので、町のほうで特段、条件等につきましては町のほうでは制定していないものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あくまでそういうふうな御答弁かと思うんですけど、今後、そういうことをきちんと整備されるようなお考えはないんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） その件につきましては、今後の選挙管理委員会の委員会の中で検討させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑のある方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時58分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第8. 議案第2号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、タブレットの31ページをお開きください。

議案第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億230万3,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

では、PDFで40ページをお開きください。

説明書の4ページをお願いいたします。歳出から説明させていただきます。

3款1項2目障害児者自立支援費3万8,000円の補正でございます。負担金18節負担金補助及び交付金でございます。障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金でございます。これは町内の3事業所に対しまして電気料金及び食材費等への支援となっているものでございます。同じく第3目高齢者福祉費122万4,000円でございます。同じく18節負担金補助及び交付金でございます。介護福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金115万6,000円です。町内の10事業所が対象となっております。配食サービスにおける物価高騰対策支援金6万8,000円、これ町内の1事業所に対してのものでございます。同じく電気料金や食材費への支援となっているものでございます。3款2項1目児童福祉総務費でございます。これにつきましては、財源の組替えでございまして、保育園の副食費補助に対する財源の組替えとなっているものでございます。5款1項7目畜産事業でございます。376万6,000円の補正でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。畜産農業経営安定緊急対策事業補助金でございます。これにつきましては、ウシ1頭当たり1万2,400円の300頭分、酪農家は5件が

対象となっております。ニワトリにつきましては、100羽当たり9,200円となっているものでございまして、1事業所が対象となっております。6款1項1目商工業振興費でございます。これにつきましては、1,000万円の財源の組替えとなっているものでございまして、商工会プレミアム商品券の発行補助金という事業の財源の組替えとなっております。同じく5目緊急経済対策費でございます。1億4,038万3,000円の補正でございます。主なものとしまして、1節報酬44万円のうち、補助的会計年度任用職員の報酬が42万3,000円、10節需用費278万5,000円で、クーポン券の作成印刷費などがございます。11節役務費でございます。311万7,000円、クーポン券等の郵送料となっております。12節委託料123万2,000円、これにつきましては、主なものとしまして商工会の換金業務委託料としまして117万7,000円です。

次のページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金で、クーポン券の交付金としまして1億3,280万円となっております。これにつきましては、1人当たり8,000円のクーポンを出すようにしておるものでございます。9款2項6目の教育振興費及び9款3項3目、同じく教育振興費の財源組替えでございますけれども、それぞれ学校給食費の児童に対する補助金及び生徒に対する補助金の財源の組替えとなっているものでございます。

続きまして、前のページに戻って、PDF39ページ、予算書で3ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款2項1目総務費国庫助金でございます。補正額1億8,563万8,000円、4節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。1億8,563万8,000円で、推奨事業費令和7年度の予備費分が449万8,000円、同じく推奨事業の令和7年度の補正分が1億8,114万円でございます。18款1項1目基金繰入金の2節ふるさと応援基金の繰入金はマイナスの4,022万7,000円の減となっているものでございます。

PDFの35ページ、予算書の3ページにお戻りください。「第2表 繰越明許費補正」でございます。追加でございます。3款1項の障害福祉サービス事業所と物価高騰対策支援事業の3万8,000円、同じく介護サービス事業所と物価高騰対策支援事業の115万6,000円、同じく配食サービスにおける物価高騰対策支援事業の6万8,000円。

5款1項の畜産農業経営安定緊急対策事業費376万6,000円、同じく6款1項の緊急経済対策プレミアムクーポン券の発行事業につきましては、1億4,038万3,000円、合計1億4,541万1,000円につきましては繰越しをさせていただきたいと考えておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

ここで暫時休憩を取ります。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時13分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 10番、白根です。タブレットの40ページ。6款の商工費の12節の委託料の商工会換金業務委託料とはどういう内容のもので、どういう契約内容でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 委託料に関する御質問でございます。

こちら、商品券の換金のほうは商工会のほうで行っておりますので、まず固定費として35万円、振込手数料に関しましてが3万円、それと商品券1万円に対して換金の手数料のほうがかかっておりますので、そちらを積算しまして、そちらが117万7,000円という金額になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑のある方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） ありがとうございます。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第13回大刀洗町臨時議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時16分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 2月17日

議 長 高橋 直也

署名議員 實藤 量徳

署名議員 安丸眞一郎